

議案等參考資料

【参考】 ○おいらせ町要保護児童生徒及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る
事務処理要領

平成18年 3月 1日

教育委員会訓令第19号

改正 平成19年 3月30日教委訓令第1号

平成20年 3月31日教委訓令第3号

平成31年 2月21日教委訓令第1号

1 要保護児童生徒

児童生徒の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

これは現に保護を受けている被保護者、現に保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者が含まれる。

2 準要保護児童生徒

要保護児童生徒に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる状態にある者を「準要保護児童生徒」とする。

3 就学援助

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、要保護児童生徒の保護者又は準要保護児童生徒の保護者に対して行う援助を「就学援助」とする。

4 準要保護児童生徒の認定

次のいずれかに該当する者を準要保護児童生徒と認定する。

(1) 保護者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による全部支給を受けている者

(2) 世帯構成員全員の総収入額が次に掲げる表に定める限度額以内の場合

扶養親族等の数	収入限度額
1	3,650,000円
2	4,125,000円
3	4,600,000円
4	5,075,000円

注1 扶養親族等の数が1人増につき、収入限度額に475,000円ずつ加算する。

注2 収入額が給与収入以外の場合、所得額から給与収入額に換算して計算できる。

(3) その他、(2)に準ずると教育長が認める者

5 準要保護児童生徒の申請と認定

準要保護児童生徒の認定に当たっては、保護者からの申請に基づき審査を開始し、教育長が認定する。

6 支給額

区分	要保護	準要保護	小学校	中学校
学用品購入費	×	○	11,100円	21,700円
通学用品費（新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた方を除く。）	×	○	2,170円	2,170円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	×	○	1,510円	2,180円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	×	○	3,470円	5,840円
新入学児童生徒学用品費等（1年生）	×	○	19,900円	22,900円
学校給食費	×	○	対象給食費の1/2	
修学旅行費	○	○	対象経費の全額	

注1 年度途中の認定の場合、学用品購入費及び通学用品費は、月割りで支給する。

また、1年生が途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は、支給しない。

注2 支給額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

注3 区域外就学をしている児童生徒で、就学援助の他市町村認定を受けている者は、対象給食費の1/2の額を援助する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の百石町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領（平成17年百石町教育委員会制定）又は下田町要保護準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領（平成17年下田町教育委員会制定）（以下これらを「合併前の要領」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この訓令の規定は、平成18年度以降の申請に係る就学援助について適用し、平成17年度の申請に係る就学援助については、なお合併前の要領の例による。

附 則（平成19年3月30日教委訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日教委訓令第1号）

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。